

(令和5年6月7日発表)

【令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害で被災された方へ】

### 被災者自立生活再建支援補助金の申請を受け付けています

<p>◆概要</p>	<p>令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により、居住する住宅が大規模な補修を必要とする世帯等に対する補助金の申請を受け付けています。 (実施主体：静岡県、受付：各市町)</p>																																						
<p>◆内容など</p>	<p>●対象となる被災世帯</p> <table border="1" data-bbox="454 656 1423 1128"> <tr> <td>全壊<sup>(※)</sup></td> <td>住宅が全壊した世帯（損害割合 50%以上）</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が「長期間」継続している世帯</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊<sup>(※)</sup></td> <td>住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（損害割合 40%台）</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊<sup>(※)</sup></td> <td>住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（損害割合 30%台）</td> </tr> </table> <p>(※) り災証明書の「住家の被害の程度」による</p> <p>●支援金の支給額</p> <p>支援金の支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「<b>基礎支援金</b>」と住宅の再建方法に応じて支給する「<b>加算支援金</b>」の合計額となります。</p> <table border="1" data-bbox="486 1368 1423 1951"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基礎支援金 (住宅の被害程度)</th> <th>加算支援金 (住宅の再建方法)</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入 200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>補修 100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>賃借 50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊世帯</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入 200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>補修 100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>賃借 50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中規模半壊世帯</td> <td rowspan="3">—</td> <td>建設・購入 100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修 50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>賃借 25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 世帯人数が1人の場合は、3/4 を乗じた額となります。          ※ 加算支援金の「賃借」については、公営住宅は対象外です。</p>	全壊 <sup>(※)</sup>	住宅が全壊した世帯（損害割合 50%以上）	解体	住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯	長期避難	災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が「長期間」継続している世帯	大規模半壊 <sup>(※)</sup>	住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（損害割合 40%台）	中規模半壊 <sup>(※)</sup>	住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（損害割合 30%台）	区分	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)	計	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入 200万円	300万円	補修 100万円	200万円	賃借 50万円	150万円	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入 200万円	250万円	補修 100万円	150万円	賃借 50万円	100万円	中規模半壊世帯	—	建設・購入 100万円	100万円	補修 50万円	50万円	賃借 25万円	25万円
全壊 <sup>(※)</sup>	住宅が全壊した世帯（損害割合 50%以上）																																						
解体	住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯																																						
長期避難	災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が「長期間」継続している世帯																																						
大規模半壊 <sup>(※)</sup>	住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（損害割合 40%台）																																						
中規模半壊 <sup>(※)</sup>	住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（損害割合 30%台）																																						
区分	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)	計																																				
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入 200万円	300万円																																				
		補修 100万円	200万円																																				
		賃借 50万円	150万円																																				
大規模半壊世帯	50万円	建設・購入 200万円	250万円																																				
		補修 100万円	150万円																																				
		賃借 50万円	100万円																																				
中規模半壊世帯	—	建設・購入 100万円	100万円																																				
		補修 50万円	50万円																																				
		賃借 25万円	25万円																																				

	<p>●申請に必要な持ち物 り災証明書、住民票、預金通帳の写し等 ※ 解体世帯、長期避難世帯等の場合、または加算支援金の申請については、別途必要となる書類があります。 詳しくは、各区役所地域総務課へお問合せ下さい。</p>
<p>◆提出先 (持参・郵送)</p>	<p>【葵 区】地域総務課 地域防災係 <u>(054-221-1343)</u> 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 【駿河区】地域総務課 区民生活係 <u>(054-287-8697)</u> 〒422-8550 静岡市駿河区南八幡町10番40号 【清水区】地域総務課 防災・防犯係 <u>(054-354-2024)</u> 〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 (※ 事情により窓口でのお手続きができない場合は、各区役所地域総務課へご相談下さい。)</p>

別紙資料 無

◆詳細はこちら（申請書等はこちらからダウンロードできます）

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/912\\_000212.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/912_000212.html)

<p>【問合せ】</p>		
<p>(制度に関すること)</p>	<p>市民自治推進課 担当 中村、山口 電話 054-221-1265</p>	
<p>(申請受付に関すること)</p>	<p>【葵 区】地域総務課 地域防災係 電話054-221-1343 【駿河区】地域総務課 区民生活係 電話054-287-8697 【清水区】地域総務課 区民生活係 電話054-354-2170</p>	